



# 第3回会合の追加質問及び回答

---

令和6年3月28日  
事務局

## （ケーブルテレビ連盟への質問）

問 電柱利用に関するトラブル例については、NTT以外の電力会社等に借りる場合も起こっているのか。電力会社との間でトラブル等がある場合とはどのような状況か、また、トラブル等がない場合、なぜNTTTとの間では起こっていると考えるか。

## （ケーブルテレビ連盟の回答）

- 電柱利用に関するトラブルは、NTT以外の電力会社に借りる場合にでも添架NGの問題は発生しています。整備計画・審査基準の情報開示などがないことが問題となっています。  
放送、通信サービスの提供に関して、競合の関係にあるため、電柱の整備計画や審査基準の未開示、NTTが営業を開始しているのに利用申請ができない点については、公正競争上の問題になっているとの理解です。

（ケーブルテレビ連盟への質問）

問 発表資料では、公正競争環境の維持・促進で「移動体通信事業、ISP事業、放送事業等」の分離を主張している一方で、NTT東西の分離・統合については言及がないが、NTTが要望するNTT東西統合禁止の見直しを行っても問題ないと考えているのか。

（ケーブルテレビ連盟の回答）

- 公正競争環境の維持・促進の面で「移動体通信事業、ISP事業、放送事業等」の分離が最重要と考えます。NTT東西統合については、統合により支配的事業者が生まれることは公正競争環境の維持促進の面では後退となり、結果、国民にとって不利益となる可能性があります。NTT東西の本来業務の再定義を含め、慎重に検討をすべきであると考えます。

## （オプテージへの質問）

問 発表資料では、アクセス網の資本分離をすると「設備競争の減退リスク」が生じると主張しているが、NTT東西の統合の禁止など、現在の法規制による措置を維持し、単にアクセス網の資本分離だけをすれば、設備競争の減退は生じないようにも思える。なぜアクセス網の資本分離をすると「設備競争の減退リスク」が生じると考えるのか。また、減退リスクが生じるとすれば、そのリスクは具体的にはどのような状況を想定しているのか。

## （オプテージの回答）

- アクセス網の資本分離による「設備競争の減退リスク」が生じる状況については、分離後にアクセス網を保有するインフラ会社の形態や適用される規律によって、様々なケースが想定されるものと思料いたします。
- 例えば、出資会社の意向反映や恣意的な理由等による料金設定が可能となり得る民間会社、また民間会社のように利益を確保する必要性が低い国有会社などの会社形態が想定されるところ、いずれにおいても現在は料金の適正性が確保されている光ファイバが適正価格を大幅に下回る水準にて提供される可能性があり、そのような場合は地域の小規模な事業者は追随することができず事業撤退等に繋がることで、設備競争の減退リスクが生じ得るものと考えております。
- なお、NTT東西殿の統合がなされずにアクセス網の資本分離が実施された場合であっても、光ファイバの料金の適正性が確保されない状況下においては、インフラ会社は地域の小規模な事業者と比して事業規模が大きいことから、同様に設備競争の減退リスクが生じるものと考えております。
- 上記を踏まえ、インフラ会社の形態や適用される規律によっては、光ファイバの料金の適正性が確保されない可能性も否定はできないものと考えており、弊社としては、現在、電気通信事業法等により光ファイバの料金の適正性、提供の公平性が確保されている中で、設備競争の減退リスクや多大な移行コスト等が生じ得るアクセス網の資本分離を選択する必要性は無いものと思料いたします。

## （JTOWERへの質問）

問 NTTは、設備シェアリングやオフバランスのため、自己設置義務及び重要設備の譲渡の認可の見直しを要望しているが、御社は固定通信に関するシェアリング事業は行っているのか。また、海外では固定通信に関するシェアリングは進んでいるのか。海外の固定通信に関する事例や動向を教えてください。

## （JTOWERの回答）

- 当社では、現在、固定通信に関するシェアリング事業を行っていません。
- 海外の固定通信に関するシェアリングの事例等は有しておりませんが、今後、参考になる事例があれば、ご提供させていただきます。

## （JTOWERへの質問）

問 政策としてインフラシェアリングを推し進めるべきという発言があったが、通信政策として確保すべき事項として挙げられているユニバーサルサービス、公正競争、経済安全保障等の確保に対して、インフラシェアリングがそれぞれどのように資すると考えているか教えていただきたい。

## （JTOWERの回答）

- 公正競争ワーキングの説明時においては、モバイルについて、スライド4にあげた様々な市場のトレンド（MNO4社体制への移行、トラヒックの増加、Beyond5G/6Gに向けた高周波数帯の活用推進）、外部環境（消費電力問題、コンシューマ市場の伸びの縮小、ネットワーク構築・維持等にかかる人的リソースの確保）、移動通信事業者の設備投資の見通し等を勘案し、インフラ整備とコスト削減を両立する必要があると考え、インフラシェアリング推進の必要があるところとご説明したところです。
- この点、わが国における、都市間競争を意識した最先端のモバイルインフラの構築を進める目的においても、協調領域（不採算地域や高コスト地域等のモバイルの無線ネットワーク）における投資、運用コストの効率化を進める観点が必要不可欠と考えます。
- 以上の内容を踏まえると、ユニバーサルサービスについては、現在、ユニバーサルサービスWGで対象役務も含めて検討中と認識していますが、「不可欠性 (essentiality)・低廉性 (affordability)・利用可能性 (availability)」の3要件及び現行の基金制度を前提においた場合、国民負担を抑制するコストミニマムを実現する手法として、シェアリングは有効であると考えます。
- 公正競争については、シェアリングの提供主体として、通信事業者とシェアリング事業者（3rd Party）に大別されると考えており、通信事業者が主導するシェアリングと比較し、シェアリング事業を主たる役務とするシェアリング事業者主体の方が、より公平かつ公正な提供条件が図られるものと考えます。実際、当社においても、シェアリング事業を行う上で重要なポリシーとなっています。
- 経済安全保障については、回答を有しておりません。

## （JTOWERへの質問）

問 現行のインフラシェアガイドラインでは、公益事業特権が付与される電気通信事業者の認定は受けられなくとも、工事等に際しては移動通信事業者からの委託等により当該移動通信事業者の責任の下で当該移動通信事業者が受けた電気通信事業の認定を通じた公益事業特権の行使が可能となっているかと思うが、当該現行ガイドラインにより貴資料14枚目の「検討をお願いしたい事項」と同様の状態を達成することは可能と考えられないか。また、土地及び工作物が電気通信設備に該当しない現状において、これらの公平な提供と提供諸条件の確保には何か必要と考えるか。

## （JTOWERの回答）

- 現行のインフラシェアリングガイドラインにおけるご指摘の記載については、認識をしております。本記載の形態については、あくまで土地等の賃借人は、業務を委託する特定の移動通信事業者となるため、従来の基地局建設時の手法（設置場所の調達と建設）と同じであり、シェアリング事業者の本来趣旨（共用を目的とした設備の設置や運用）とは、必ずしも合致していないものと考えます。
- そのうえで、シェアリング事業者自身で土地等を調達できるメリットとしては、土地の賃借部分の提供条件が、特定の移動通信事業者の意向に影響される蓋然性が低いため、シェアリング事業者が主体的に提供条件を設定できる、ひいては、より公平性を確保できる形態と考えます。
- このほかに、公有地の土地使用を許可するための要件として、使用者が認定電気通信事業者である旨が規定されているものがあり、これについては委託等では解決しえない点です。
- 土地及び工作物に活用については、すでに総務省において、「電柱・管路ガイドライン」が策定されているところですが、保有する設備の規模やボトルネック性/代替性の軽重によって、公平性を確保すべき意義も変わってくるため、形態に応じた、丁寧な検討が必要と考えます。

## (オプテージへの質問)

問 活用業務について、P.13において「範囲の明確化や適正性確認の更なる厳格化が必要」とあるが、具体的にどのような明確化や厳格化が必要と考えているのか。また、これらが措置された場合には、NTT東西による地域課題に対するトータルソリューションの提供（ワンストップでの提供）は認めてもよいと考えているという理解でよいか。

## (オプテージの回答)

- NTT東西殿による地域課題に対するトータルソリューションの提供等、地域電気通信業務以外の業務については、その業務の範囲が広範になるとともに、本来業務と公正競争の確保に支障を及ぼす業務が含まれる可能性が十分想定されます。
- そのため、「範囲の明確化」として、本来業務の円滑な遂行と電気通信事業の公正競争の確保に支障のない業務を、「NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」等において具体事例等を明文化することが必要だと考えます。
- また、「適正性確認の更なる厳格化」としては、現状においてはNTT東西殿が活用業務を届出した後、総務省殿において、本来業務の円滑な遂行と電気通信事業の公正競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであることの確認が実施されているところ、影響評価の更なる適正性や透明性向上等の観点から、総務省殿の電気通信市場検証会議等における事前・事後検証等の措置が講じられることが必要だと考えます。
- 上記措置等により、地域課題に対するトータルソリューションの提供を含む NTT東西殿による地域電気通信業務以外の業務については、本来業務及び公正競争の確保に支障を及ぼさないと判断できる場合に限り認められるべきと考えます。